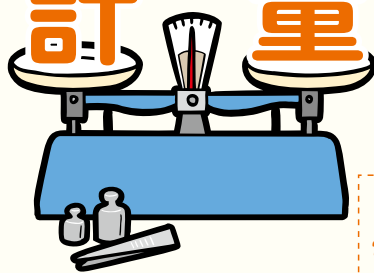


ご存知でしたか？

あなたの暮らしを **計量**が支えています



問い合わせ／商業労政課
☎55-2907 ☎55-2971

正確な計量は生活の基本！

私たちの身の回りでは、ガス・水道・電気の使用量、スーパーマーケットでの肉や魚の重さの計量、タクシー料金・ガソリン料金の計算などに、さまざまな計量器が使われています。

私たちが安心して快適な暮らしを送るためには、これらの計量器が正確に作動し、正しく使われることが重要です。そのために、「計量法」で規則の対象となる計量器を指定するとともに、適正な計量の基準を定めています。

この計量法が施行された平成5年11月1日にちなみ、11月1日を「計量記念日」、11月を「計量強調月間」

とし、イベントなどで計量の大切さをPRしています。

計量器の定期検査

計量法で規定されている、はかり売りなどの取引や証明に使用する計量器は、市が、偶数年度に実施する定期検査を受ける必要があります。

今年度は、平成31年2・3月に実施します。対象となる計量器を持っている人は、必ず計量器の定期検査を受けてください。また、定期検査に代えて、国家資格を有した計量士による代検査を受けることもできます。

身近な計量器の有効期間をご確認ください

ガス・水道・電気・タクシー・自動車の給油の各メーターなどの計量器には、検定などの有効期限があります。計量器に記載された有効期間を過ぎたものは使用できません。



昨年の商工フェア内で開催された、重さを当てる「計量ゲーム」の様子（10ページ参照）

詐欺

犯罪

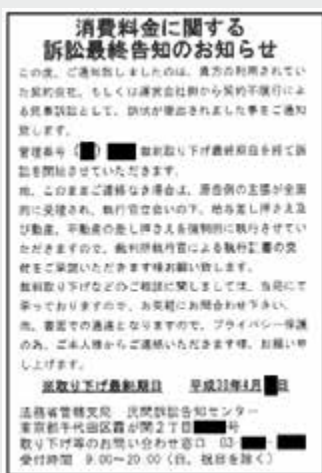
から自分を

守るために！

架空請求詐欺のはがきにご注意！

架空請求は、左記のようなはがきを使用して「訴訟」や「差し押さえ」などという言葉で不安にさせ、訴訟取り下げの相談窓口として記載された連絡先へ電話すると、お金を振り込むよう誘導してくる手口です。

身に覚えがない請求が届いて、少しでもおかしいと感じたら、迷わず市や警察などにご相談ください。



悪質電話による詐欺被害にもご注意ください！

はがきだけでなく、電話による詐欺被害も後を絶ちません。市では、高齢者に対する振り込み詐欺などの特殊詐欺や悪質な勧誘電話などを未然に防止するため、通話録音装置などの機器の購入費に対して一部を補助しています。

「悪質電話対策機器購入費補助金」

対象／市内に住所を有する65歳以上の人
内容／1世帯1回1台限り
機器購入費のうち、1万円を限度で補助（10000円未満の端数は切り捨て）
※必ず、購入前に申請してください。
※悪質電話を完全に排除できるわけではありません。知らない番号からの電話には、ご自身で注意するよう心がけてください。

富士市は県内ワースト1位「車上ねらい」に気を付けて！

市内で、車内の荷物や金品が盗まれる「車上ねらい」と呼ばれる犯罪が依然として多発しています。平成29年の車上ねらいは198件で、平成28年に続いて県内ワースト1位でした。

車上ねらいに遭うと、自動車の修理代や、修理期間中に車に乗れなくなるといった二次被害も起こってしまいます。車内は金庫ではないので、貴重品やかばんなどを置いて出かけるないようにしてください。また、自動車から離れる際は、わずかな時間でも鍵をかけるように心がけましょう。

問い合わせ／

市民安全課防犯交通安全担当

☎(55) 2831 FAX(51) 0367